単　位　事　務　名	
義務教育等教員特別手当 ＜コード＞０３２２	
根拠及び参考法令	鹿児島県学校職員の給与に関する条例　【学校職員給与条例第10条の２】 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則　【昭和50年７月18日規則第12号】 給与関係コード表（職コミ・ライブラリ掲載）　【県発行】 鹿児島県職員給与データ収集・配信システムマニュアル【平成25年5月企画部情報政策課】 給与事務処理要綱　【平成５年12月24日会計課長通知】
項目	処理方法
支給対象	(ｲ) 条例第10条の２第１項に規定する義務教育諸学校に勤務する教育職員 学校教育法に規定する小学校，中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員 (ﾛ) 条例第10条の２第３項に規定する権衡学校職員 学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員　【条例第10条の２】
教育職員	条例第10条の２第４項の教育職員 校長，教頭，教諭，養護教諭，栄養教諭，講師，助教諭，養護助教諭，実習助手及び寄宿舎指導員　【規則第２条】
支給月額	１　(イ)に規定する小学校又は中学校に勤務する教育職員‥‥別表１ ２　(イ)に規定する特別支援学校の小学部又は中学部に勤務する教育職員‥‥別表２ ３　(ロ)に規定する高等学校又は高等部に勤務する教育職員（次号及び５号に掲げる学校職員を除く）‥‥別表２ ４　定通手当(夜間部勤務・通信制勤務職員)又は農業水産に係る産業教育に従事する産業教育手当を受給している職員は別表２の定額に４分の３を乗じて得た額。（手当を受けない期間については定額を支給する） ５　前号３に掲げる職員以外の者で定通手当，産業教育手当を受ける職員は別表２の定額に４分の２を乗じて得た額。（手当を受けない期間については定額を支給する。） ６　(ロ)に規定する幼稚部に勤務する教育職員 別表２の定額に２分の１を乗じて得た額　【規則第４条】

項　　目	処　　理　　方　　法
留　意　事　項	校種を異にした異動で，産教，定通手当受給者であった者が，これらの手当の非該当者になった場合は，新任校で率修正をしなければならないから注意する。
電　算　報　告	新規採用者で定額以外の者も率報告する。休職者(公務傷病を除く)コード入力で機械的に停止されるが，復職し，復活コードが入力されると，自動的に定額コードが入るので，定通，産教手当受給に該当するときは，別途「２」又は「３」のコードを報告すること。 非受給(受給停止)＝０　　定額受給＝１　　$\frac{2}{4}$ 受給＝２　　$\frac{3}{4}$ 受給＝３

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則

平成２７年４月１日改正

別表第１（第４条関係）

教育職給料表（三）の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号級	１級	２級	３級	４級
再任用職員以外の職員	１号給から４号給までの号給	2,000円	2,100円	4,200円	6,800円
	５号給から８号給までの号給	2,000	2,300	4,400	6,900
	９号給から12号給までの号給	2,100	2,400	4,500	7,100
	13号給から16号給までの号給	2,200	2,500	4,900	7,200
	17号給から20号給までの号給	2,300	2,600	5,100	7,400
	21号給から24号給までの号給	2,400	2,800	5,200	7,500
	25号給から28号給までの号給	2,600	2,900	5,400	7,600
	29号給から32号給までの号給	2,700	3,000	5,500	7,700
	33号給から36号給までの号給	2,800	3,200	5,700	7,900
	37号給から40号給までの号給 （４級にあっては37号給）	2,900	3,300	5,900	8,000
	41号給から44号給までの号給	3,100	3,500	6,000	
	45号給から48号給までの号給	3,200	3,700	6,100	
	49号給から52号給までの号給	3,300	3,800	6,300	
	53号給から56号給までの号給	3,400	4,100	6,400	
	57号給から60号給までの号給	3,500	4,300	6,600	
	61号給から64号給までの号給	3,600	4,500	6,800	
	65号給から68号給までの号給	3,700	4,800	6,900	
	69号給から72号給までの号給	3,800	4,900	7,000	
	73号給から76号給までの号給	3,900	5,100	7,100	
	77号給から80号給までの号給	4,000	5,300	7,200	
	81号給から84号給までの号給	4,100	5,400	7,300	
	85号給から88号給までの号給	4,100	5,500	7,400	
	89号給から92号給までの号給	4,200	5,600	7,500	
	93号給から96号給までの号給 （３級にあっては93号給）	4,300	5,800	7,500	
	97号給から100号給までの号給	4,400	5,900		
	101号給から104号給までの号給	4,400	6,100		
	105号給から108号給までの号給	4,500	6,200		
	109号給から112号給までの号給	4,500	6,300		
	113号給から116号給までの号給	4,600	6,400		
	117号給から120号給までの号給	4,700	6,500		
	121号給から124号給までの号給	4,700	6,600		
	125号給から128号給までの号給 （１級にあっては125号給）	4,800	6,700		
	129号給から132号給までの号給		6,800		
	133号給から144号給までの号給		6,900		
	145号給から148号給までの号給		7,000		
	149号給から157号給までの号給		7,100		
再任用職員		3,200	3,800	5,100	6,400

別表第２（第４条関係）

教育職給料表（二）の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号級	１級	２級	３級	４級
再任用職員以外の職員	１号給から４号給までの号給	2,000円	2,500円	5,100円	6,800円
	５号給から８号給までの号給	2,000	2,600	5,200	6,900
	９号給から12号給までの号給	2,100	2,800	5,400	7,100
	13号給から16号給までの号給	2,200	2,900	5,500	7,200
	17号給から20号給までの号給	2,300	3,000	5,700	7,400
	21号給から24号給までの号給	2,400	3,200	5,900	7,500
	25号給から28号給までの号給	2,600	3,300	6,000	7,600
	29号給から32号給までの号給	2,700	3,500	6,100	7,700
	33号給から36号給までの号給	2,800	3,700	6,300	7,900
	37号給から40号給までの号給 （４級にあっては37号給）	2,900	3,800	6,400	8,000
	41号給から44号給までの号給	3,100	4,100	6,600	
	45号給から48号給までの号給	3,200	4,300	6,800	
	49号給から52号給までの号給	3,300	4,500	6,900	
	53号給から56号給までの号給	3,400	4,800	7,000	
	57号給から60号給までの号給	3,500	4,900	7,100	
	61号給から64号給までの号給	3,600	5,100	7,200	
	65号給から68号給までの号給	3,700	5,300	7,300	
	69号給から72号給までの号給	3,800	5,400	7,400	
	73号給から76号給までの号給	3,900	5,500	7,500	
	77号給から80号給までの号給 （３級にあっては77号給）	4,000	5,600	7,500	
	81号給から84号給までの号給	4,100	5,800		
	85号給から88号給までの号給	4,100	5,900		
	89号給から92号給までの号給	4,200	6,100		
	93号給から96号給までの号給	4,300	6,200		
	97号給から100号給までの号給	4,400	6,300		
	101号給から104号給までの号給	4,400	6,400		
	105号給から108号給までの号給	4,500	6,500		
	109号給から112号給までの号給	4,500	6,600		
	113号給から116号給までの号給	4,600	6,700		
	117号給から120号給までの号給	4,700	6,800		
	121号給から124号給までの号給	4,700	6,900		
	125号給から128号給までの号給	4,800	6,900		
	129号給から132号給までの号給	4,900	6,900		
	133号給から136号給までの号給	4,900	7,000		
	137号給から140号給までの号給 （２級にあっては137号給から145号給までの号給）	4,900	7,100		
	141号給から144号給までの号給	5,000			
	145号給から153号給までの号給	5,100			
再任用職員		3,200	3,800	5,100	6,400

様式給第13号　　平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月分　　平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

ｶｰﾄﾞ No.	
1	2
1	3

給　与　手　当　報　告　書　2

点検者	
	記入者

給与支払管理者

作成所属名　○ ○ ○ 高 等 学 校

作成所属名 / 作成所属コード	修正区分	ページ No.	整理番号	氏名 / 職員番号	支払開始年月日 年号コード	年	月	日	管理職手当率分	農改手当率	教員特別手当支給コード	産教手当区分コード	定通手当区分コード	
3	9	10	13	15	21	22	24	26	28	34	36	37	38	教員特別手当
(例1) ○○○高校				○○○○										→ 定時制通信教育手当の教(二)2級以上受給者で，夜間定時制に従事する者
○○○○○○	2	0 0 1	0 1	○○○○○○	4	○○	0 4	0 1			3		2	（教員特別手当定額の４分の３）
(例2) ○○○高校				○○○○										→ 産業教育手当（農業または水産担当）の教（二）１級受給者　（教員特別手当定額の４分の３）
○○○○○○	2	0 0 1	0 2	○○○○○○	4	○○	0 4	0 1			3	1		
(例3) ○○○高校				○○○○										→ 産業教育手当（工業担当）の教(二)2級以上の受給者　（教員特別手当定額の４分の２）
○○○○○○	2	0 0 1	0 3	○○○○○○	4	○○	0 4	0 1			2	4		
(例4) ○○○高校				○○○○										→ 定時制通信教育手当の教(二)2級以上受給者で，通信教育に従事する者
○○○○○○	2	0 0 1	0 4	○○○○○○	4	○○	0 4	0 1			3		4	（教員特別手当定額の４分の３）
(例5) ○○○高校				○○○○										→ 定時制通信教育手当及び産業教育手当のいずれも支給されなくなる場合
○○○○○○	2	0 0 1	0 5	○○○○○○	4	○○	0 4	0 1			1	0		（定額支給）

（注）１．採用及び所属異動において、教育職給料表（二）、（三）の適用を受けることになる職員については、教員特別手当支給コードは自動的に「１：定額支給」になるので、定時制通信教育手当及び産業教育手当受給該当者は「２」（２／４の額）又は「３」（３／４の額）を入力すること。
２．休職者（公務傷病による休職者を除く）には支給されず、また、人事管理者から休職等に係るデータが入力されると自動的に支給されなくなる。

件数
件

枚中	枚目